

危険ブロック塀等撤去改修補助金交付申請のながれ

事前相談

ブロック塀等（撤去工事・改修工事）

市内業者が施工するブロック塀等の撤去工事・改修工事が補助の対象です。

工事業者の選択

撤去工事や改修工事を依頼する業者から工事に要する費用の見積りをもらってください。
ただし、**工事の契約はしないでください。**

補助金交付申請

- ・申請書（第1号様式）
- ・案内図
- ・平面図・立面図（姿図）
- ・撤去工事・改修工事費の見積書の写し
- ・工事施工前の状況を確認することができる写真
- ・倒壊の危険性があると判断できる書類（チェックシート等）

以上の書類を建築開発課へ提出してください。
（追加書類の提出をお願いする場合があります。）
まだ工事の契約はできません。

認定審査

市が、認定に必要な審査を行います。

計画の認定
補助金交付決定

市が交付決定通知書を発行します。通知日以降であれば、**ブロック塀等撤去・改修工事の契約が可能です。**

工事の契約
改修工事の実施

見積りを依頼した工事施工業者に工事を依頼してください。

完了報告
補助金の請求

- ・完了報告兼請求書（第4号様式）
- ・工事に要した費用の内訳書の写し
※撤去工事分と改修工事分が分かるように提出してください。
- ・工事に要した費用の領収書の写し
- ・工事施工後の状況を確認することができる写真

以上の書類を建築開発課に提出してください。
※追加書類の提出をお願いする場合があります。

補助金の支払い

書類に不備がなければ、指定の口座（申請者名義）へ補助金を振込みます。

※年度ごとの予算の範囲内又は1月末までに完了報告兼請求書を提出できる方が対象となります。